

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 労働・社会保険料の納付猶予 —

Q: 新型コロナウイルス感染防止のため対応に費用がかさんだ上、受注量が減り売上が低下しています。年度更新や算定基礎届の時期も近づき、保険料の納付ができるか心配です。

A: 今回、労働・社会保険料について納付猶予の特例が設けられ、適用されると**1年間の納付猶予**が受けられます(担保提供不要・延滞金なし)。

【要件】(次のいずれにも該当すること)

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること**
- ② 一時に納付を行うことが困難であること
- ③ 納期限までに申請書が提出されていること

【対象となる保険料等】

**令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料等**

なお、次のような既存の猶予制度もあり、**延滞金の免除や財産の差押・換価(売却)の猶予、分割納付の適用等(担保不要の場合あり)**が受けられるので、各役所の窓口にご相談なさってください。

#### \* 納付の猶予(通常の場合)

…震災等の災害や盗難、事業主の病気等、事業の廃止・休業、**事業の著しい損失(申請前1年間にその前年利益額の2分の1超の損失)**等

#### \* 納付の猶予(災害を受けた場合)

…震災等の災害で**全積極財産(負債を除く資産)の概ね20%以上に損失**を受けたこと

#### \* 換価の猶予

…一時に納付することで事業継続困難等のおそれがあり、納付の誠実な意思が認められること



## 法改正ニュース

### — 子ども・子育て拠出金の引上げ —

(令和2年4月1日~)

(従前額) 0.34% ⇒ (令和2年度) **0.36%**

※「被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額・標準賞与額×拠出金率」の額の総額(全額事業主負担)

## 最近のニュースから

### 改正労基法 4月1日より賃金請求権の 消滅時効「原則3年」に

残業代などの未払い賃金を請求できる期限(時効)を現行の2年から当面3年に延長する改正労働基準法が3月27日に成立した。施行日は4月1日で、施行日以降に支払われる賃金から適用となる。賃金請求権の消滅時効を改正民法の原則5年にそろえるかについて、厚生労働省は「5年後に改めて検討する」としている。

~ 日本法令 社労士情報サイト より~

### 新型コロナウイルス感染症に伴う 雇用保険求職者給付の特例について

令和2年2月25日以降に以下の理由により自己都合退職した方は、「**特定理由離職者**」(正当な理由のある自己都合退職)として雇用保険求職者給付の給付制限を受けません(既に給付制限期間中の方も、給付制限期間が適用されない特例措置があります)。

- ① 同居の家族が新型コロナウイルスに感染したことなどにより看護・介護が必要となったこと
- ② 本人の職場での感染者の発生、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から
- ③ 新型コロナウイルスの影響で子(小学校などに通学するもののみ)の養育が必要となったこと